

## 第6章 財 務

### 資金積立金設置規程

(平成7年5月30日規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、小諸市社会福祉協議会基金及び積立金（以下「基金等」という。）の設置及び管理並びに処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基金等は、社会福祉の充実に資することを目的として、別表のとおり設置する。

(積立金額)

第3条 基金等に積み立てる額は、毎年度、会計予算に定める額・剰余資金・寄附金、その他の収入をもって充てるものとする。

(利子等の処理)

第4条 基金等から生ずる利子等は、基金等に編入する。

(管理)

第5条 基金等の管理は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(繰替運用)

第6条 小諸市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）は理事会の承認を得て、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金等の全部または一部を取り崩すことができる場合は、別表に掲げる場合に限るものとし、一般会計予算に計上して処分する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条及び第 7 条関係）

| 名 称       | 目 的                  | 処分できる場合               |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| 福祉基金      | 社会福祉の充実を図る           | 事業推進に要する費用の財源に充てる場合   |
| 人件費積立金    | 安定した人材確保を図る          | 人件費に要する費用の財源に充てる場合    |
| 福祉施設積立金   | 施設等整備の充実を図る          | 施設等整備に要する費用の財源に充てる場合  |
| 緊急援護資金積立金 | 災害等緊急時対応の充実を図る       | 災害等緊急に要する費用の財源に充てる場合  |
| 備品等購入積立金  | 事務用機器及び車両等計画購入の充実を図る | 備品整備に要する費用の財源に充てる場合   |
| 常勤退職給与積立金 | 職員の退職金に対応する          | 職員の退職金に要する費用の財源に充てる場合 |